

新型コロナウイルス感染症対策対応についてのお願い【事前周知用】

★施設のご利用に当たっては、以下の注意事項を予めご確認いただき、ご利用の皆様にご周知ください。

1. 実施体制

- (1) 事前に男女共同参画・女性の活躍支援センターと感染症対策に係る取組みを確認し、その取組みを徹底します。
- (2) 感染症対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任します。
- (3) 主催関係者・参加者の名簿を作成しています。(主催関係者・参加者全員の連絡先を把握しています。)

2. 密集対策

- (1) 参加人数は、男女共同参画・女性の活躍支援センターが指定する定員以内とします。(通常時の定員)

施設名称	使用人数上限	机	椅子
研修室	11人	2台	11脚
セミナー室	40人	21台	40脚

※緊急事態宣言期間等には人数制限または貸出中止となることがあります

- (2) 開催スケジュールは可能な範囲で短縮します。なお、入室時や退室時に混雑が見込まれる場合には、入場・退場に必要時間を確保したスケジュールとします。
- (3) 対面形式による場合、対面する参加者の席は十分な距離を確保します。

3. 密閉対策

- (1) 休憩時に出入口ドアの開放による換気を徹底します。(可能な場合にはセミナー、研修会または相談対応時にも開放)

4. 密接対策

- (1) 大声での発声、歌唱、近接した距離での会話等を行わない内容とします。

5. 衛生対策

- (1) (マイクを使用する場合には)できるだけ複数のマイクを使用するとともに、使用の都度消毒します。
- (2) 自前の備品等を使用する場合は、使用前に消毒したものを用意します。
- (3) 会場の設営や撤去においても必要十分な時間を設け、感染症対策を徹底します。
- (4) 参加者が食事をとらないことを徹底します。
- (5) 利用後は清掃・消毒を行います。(消毒液・ペーパータオル・廃棄のために必要なゴミ袋は各自用意し、廃棄物は持ち帰ります。)
- (6) 感染が疑われる方や具合の悪い方の参加を認めないことを予め参加者に周知します。
- (7) 発熱その他風邪症状がある方の参加を認めないことを予め主催関係者及び参加者に周知します。
- (8) 施設利用日後2日以内に主催関係者や参加者の中に感染者が発生した場合には、保健所等の指導に従い、濃厚接触者特定のための調査を実施することを予め主催関係者及び参加者に周知します。
- (9) 感染者が発生し濃厚接触者となった場合には、感染者に接触した日の翌日から5日間自宅待機を要請される可能性があることを予め主催関係者及び参加者に周知します。